

特別区設置協定書

(抜粋)

総行行第171号

平成26年9月2日

大阪市長 橋下 徹 殿

総務大臣 新藤 義孝 印

大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）第5条第4項に基づき、平成26年7月24日付け大大阪制第1号及び平成26年8月21日付け大大阪制第3号において報告のありました特別区設置協定書（案）については、同条第5項の規定に基づき、その内容について検討したところ、特段の意見はありません。

■特別区の設置の日：平成29年4月1日

■特別区の名称及び区域等

・特別区の名称及び区域

特別区の名称	特別区の区域
北区	大阪市都島区、北区、淀川区、東淀川区及び福島区の区域
湾岸区	大阪市此花区、港区、大正区、西淀川区及び住之江区（南港北1～3丁目、南港東2～9丁目、南港中1～8丁目及び南港南1～7丁目の区域に限る。）の区域
東区	大阪市城東区、東成区、生野区、旭区及び鶴見区の区域
南区	大阪市平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区及び住之江区（湾岸区の区域となる区域を除く。）の区域
中央区	大阪市西成区、中央区、西区、天王寺区及び浪速区の区域

(特別区設置協定書 P1より引用)

・特別区の主たる事務所の位置

特別区の名称	主たる事務所の位置
北区	大阪市北区中之島1丁目3番20号
湾岸区	大阪市港区市岡1丁目15番25号
東区	大阪市城東区中央3丁目5番
南区	大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号
中央区	大阪市西成区岸里1丁目5番20号

■特別区の議会の議員の定数等

・議会の議員の定数

特別区の名称	議会の議員の定数
北区	19人
湾岸区	12人
東区	19人
南区	23人
中央区	13人

各特別区においては、これまでの大阪市における区政会議の取組を発展させるなど、住民自治の充実を図るものとする。

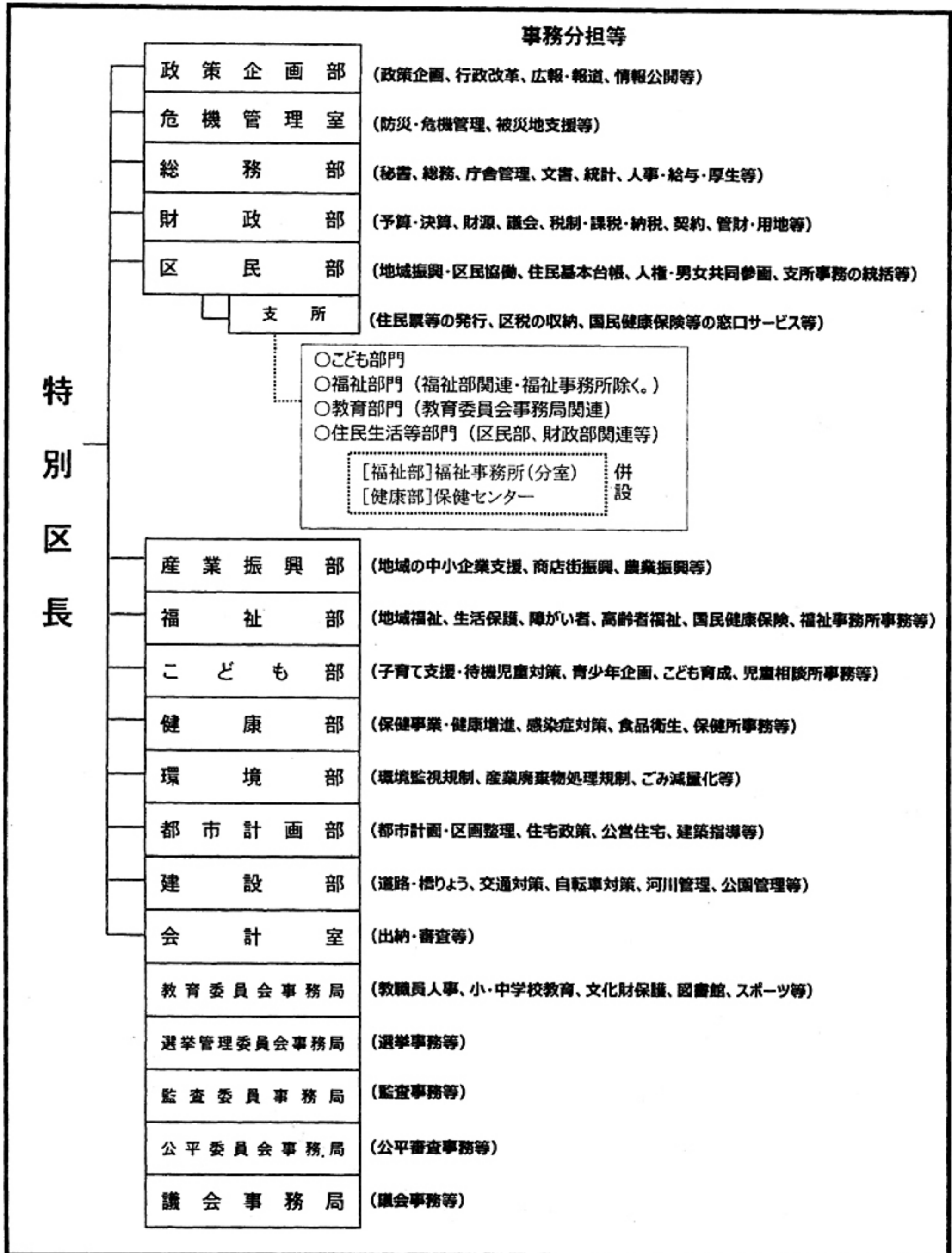
・議会の議員の報酬

特別区の議会の議員に支給する報酬の月額は、平成26年7月1日現在における大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年条例第32号)第2条に規定する報酬の額の3割減とする。

(特別区設置協定書 P2より引用)

■特別区と大阪府の事務の分担

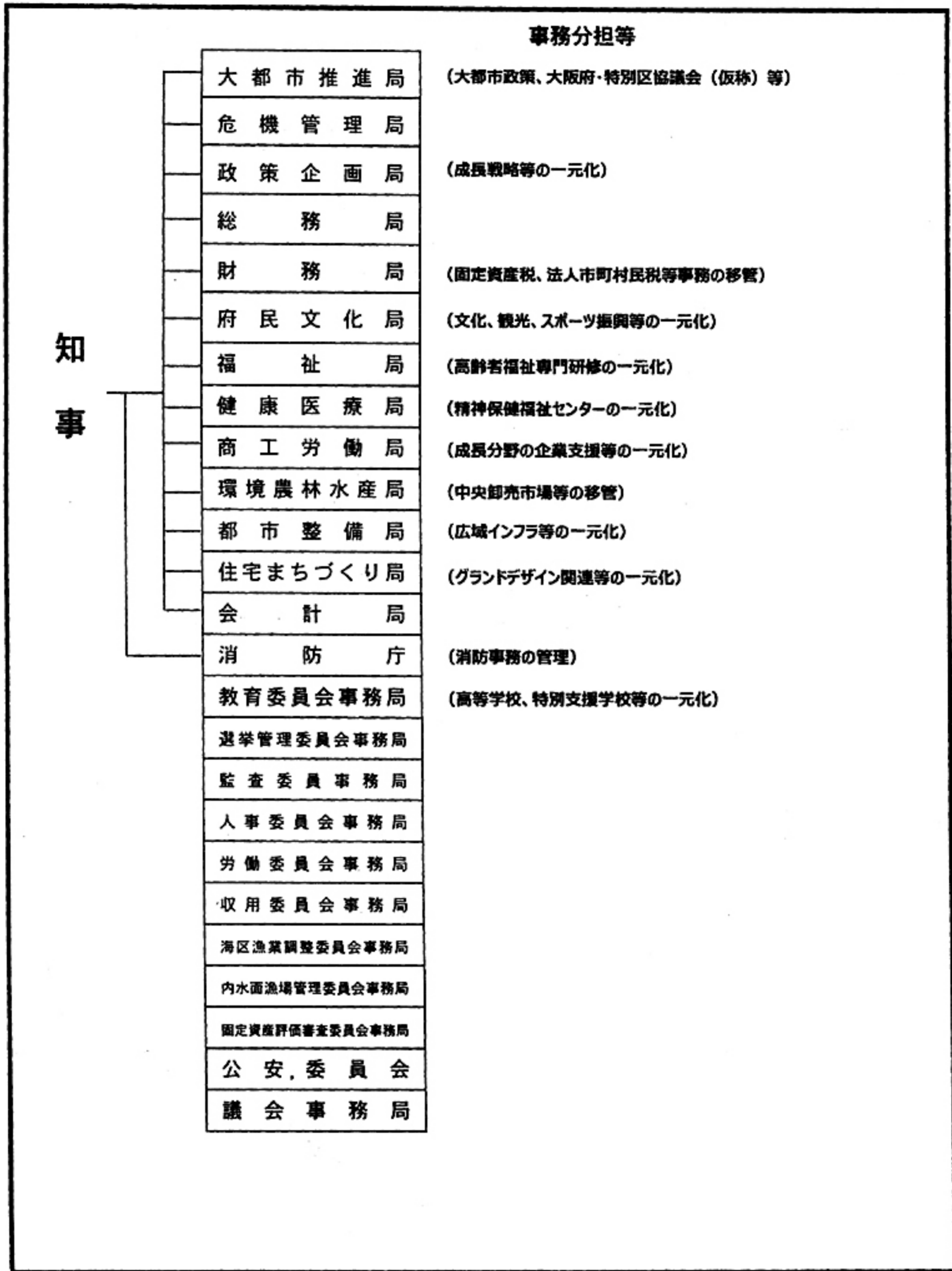
別表第3-2 特別区の組織体制（イメージ）



※公営企業部門除く
※組織名称はイメージを表すものであり仮称

(特別区設置協定書 P694より引用)

別表第3 - 3 大阪府の組織体制（イメージ）



※大阪市からの移管業務を中心に記載
 ※公営企業部門除く
 ※組織名称はイメージを表すものであり仮称
 (特別区設置協定書 P 695より引用)

■特別区の支所等の事務

特別区の設置の日前において、大阪市の24区役所及び保健福祉センター（以下「現在の区役所等」という。）で実施することとされていた次の表に掲げる事務については、住民の利便性を確保するため、現在の区役所等を特別区の主たる事務所及びその支所等とすることにより実施する。

分野	支所等の事務
こども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の入所手続、保育料賦課徴収 ・ 子育て支援（相談、児童手当の受付等） ・ ひとり親家庭の支援（生活支援サービスの受付等）
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護相談・申請等 ・ 地域福祉等に関する業務（成年後見制度利用支援等） ・ 障がい者福祉に関する業務 （身体障がい者手帳の申請、自立支援給付等） ・ 高齢者福祉に関する業務（敬老優待乗車証交付等） ・ 国民健康保険、介護保険、国民年金等の届出等
健康・保健	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診、予防接種、相談、医療費助成等 ・ 食品・環境衛生関係相談、医療関係届出等 ・ 精神障がい者保健福祉手帳の申請等 ・ 狂犬病予防・動物愛護等
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学事務
住民生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民登録、印鑑登録、戸籍関係等に関する業務 ・ DV（配偶者等からの暴力）対策等に関する相談
自治体運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税関係証明書の発行、区税の収納

（特別区設置協定書 P18より引用）

■ その他特別区の設置に関し必要な事項

別表第2 - 3 特別区が一部事務組合を設けて共同処理する事務

①事業

国民健康保険事業、介護保険事業、水道事業及び工業用水道事業

②システム管理

住民情報系7システム〔住民基本台帳等システム、戸籍情報システム、税務事務システム、総合福祉システム、国民健康保険等システム、介護保険システム、統合基盤・ネットワークシステム〕等

③施設管理

<福祉施設>

- ・児童自立支援施設（大阪市立阿武山学園）
- ・情緒障がい児短期治療施設（大阪市立児童院・大阪市立弘済のぞみ園）
- ・児童養護施設
（大阪市立入舟寮・大阪市立弘済みらい園・大阪市立長谷川羽曳野学園）
- ・母子生活支援施設
（大阪市立北さくら園・大阪市立東さくら園・大阪市立南さくら園）
- ・母子福祉施設（大阪市立愛光会館）
- ・保護施設
（大阪市立大淀寮・大阪市立淀川寮・大阪市立港晴寮・大阪市立第2港晴寮）
- ・大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター
（身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所に係る部分を除く。）
- ・福祉型障がい児入所施設（大阪市立敷津浦学園）
- ・福祉型児童発達支援センター
（大阪市立都島こども園・大阪市立姫島こども園・大阪市立淡路こども園）
- ・ホームレス自立支援センター
- ・障がい者就労支援施設（大阪市立千里作業指導所）
- ・特別養護老人ホーム（大阪市立大畑山苑）
- ・医療保護施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム（大阪市立弘済院）

<市民利用施設>

- ・青少年野外活動施設（大阪市立信太山青少年野外活動センター）
- ・ユースホステル（大阪市立長居ユースホステル）
- ・青少年文化創造ステーション（大阪市立青少年センター）
- ・児童文化会館（大阪市立こども文化センター）

- ・障がい者スポーツセンター
（大阪市舞洲障がい者スポーツセンター・
大阪市長居障がい者スポーツセンター）
- ・市民学習センター
（大阪市立総合生涯学習センター・大阪市立阿倍野市民学習センター・
大阪市立難波市民学習センター）
- ・大阪市中央体育館
- ・大阪市立大阪プール
- ・鞆庭球場
- ・女性いきいきセンター
（大阪市立男女共同参画センター中央館・大阪市立男女共同参画センター北部
館・大阪市立男女共同参画センター西部館・大阪市立男女共同参画センター
南部館・大阪市立男女共同参画センター東部館）

<その他>

- ・急病診療所（中央急病診療所・都島休日急病診療所・西九条休日急病診療所・
十三休日急病診療所・今里休日急病診療所・沢之町休日急病診療所・中野休日
急病診療所）
- ・大阪市動物管理センター
- ・キッズプラザ大阪（運営補助）
- ・斎場（大阪市立北斎場・大阪市立小林斎場・大阪市立佃斎場・大阪市立鶴見斎
場・大阪市立瓜破斎場・大阪市立葬祭場）
- ・霊園（泉南メモリアルパーク・瓜破霊園・服部霊園・北霊園・南霊園）

④財産管理

- ・「大阪市未利用地活用方針」に基づき「処分検討地」とされた土地等の管理
及び処分
- ・オーク 200 事業の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産の管理及び処分
- ・大阪市の土地先行取得事業会計に属していた財産の管理及び処分

（特別区設置協定書 P232,233より引用）

- ・高速鉄道事業等の取扱い

高速鉄道事業等については、民営化を進めている事務であるが、特別区の設置の日までの間に、大阪市の高速鉄道事業、中量軌道事業及び自動車運送事業の民営化が実現されない場合は、当該事業については大阪府が処理することとする。

(特別区設置協定書 P4より引用)

- ・高速鉄道事業等の民営化が実現されない場合の取扱い

特別区の設置の日までの間に、大阪市の高速鉄道事業、中量軌道事業及び自動車運送事業の民営化が実現されない場合は、大阪市の高速鉄道事業会計及び自動車運送事業会計に属する財産は、大阪府が承継するものとする。また、特別区の設置の日前において、これらの会計から利益の一部を大阪市の一般会計等に納付する制度が実施されている場合は、当該納付を受ける地位は特別区が承継する。その後民営化が実現した際の会社の株式は、特別区に配分するものとする。

(特別区設置協定書 P10より引用)

■特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整

・特別区と大阪府の税源の配分

大阪府の税源は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める道府県税及び都の特例により課するものとされている市町村税に相当する税目（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税）とし、特別区の税源は上記を除く市町村税に相当する税目（個人市町村民税、市町村たばこ税、軽自動車税等）とする。

なお、それぞれの税目の取扱いについては、地方税法に定めるところによるほか、大阪府及び大阪市の条例の例によるものとする。

・特別区と大阪府の財政の調整

（一）財政調整の目的・財源及び配分の割合

大阪府は、地方自治法第 282 条の規定により、大阪府と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、法人市町村民税、固定資産税及び特別土地保有税を財政調整財源とし、これらの収入額に大阪府の条例で定める割合を乗じて得た額を特別区財政調整交付金として特別区に交付するものとする。なお、同交付金が目的を達成するための額を下回るおそれがある場合には、条例で定める額を加算するものとする。

大阪府の条例で定める特別区財政調整交付金の割合については、特別区の設置の日までの地方財政制度の動向も確認した上で大阪府知事と大阪市長で調整することとする。

特別区の設置後 3 年間は毎年、その後は概ね 3 年毎に、大阪府・特別区協議会（仮称）において検証を行う。また、この割合は、税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には適宜検証するものとする。

（二）特別区財政調整交付金の種類・割合

特別区財政調整交付金は、普通交付金（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）の規定による算定方法に概ね準ずる算定方法による配分を基本とし、生活保護費など義務度の強いものは実態に応じて算定。標準税等の算入率は 85%とする。）と特別交付金（普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる場合に、当該事情を考慮して配分。ただし、特別区の設置後概ね 3 年間は、特別区における行政サービスの継続性や安定性に重点をおいて配分。）とし、普通交付金は財政調整交付金総額の 94%、特別交付金は同額の 6%とする。

（三）特別区財政調整交付金に加算する額

特別区財政調整交付金に大阪府の条例で定めて加算する額は、当面、地方交付税を財源とする財政運営が不可避である点に鑑み、地方交付税や臨時財政対策債の発行可能額、公債費負担等を勘案したものとする。

(四) 大阪市債の償還にかかる財政調整財源の負担

特別区の設置の日前において発行済みの大阪市債（以下「既発債」という。）の償還に必要な経費（特定財源を充当するものは除く。）として、特別区が負担する額は、特別区財政調整交付金の交付を通じて財源保障を行う。大阪府が負担する額については、税源配分並びに大阪府及び特別区間の財政調整を通じて財源を確保する。

(五) 都市計画税・事業所税の取扱い

大阪府が課す目的税である都市計画税、事業所税については、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、大阪府と特別区の双方の事業に充当することとし、交付金により特別区に配分するものとする。

(六) 特別区の設置後の財政の調整に関する取扱い

大阪府は特別区の財政運営が円滑に行われるよう、特別区財政調整交付金の交付のほか、必要に応じて、大阪府に承継される財政調整基金を活用し、特別区に対して貸付を行うものとする。

その他財政の調整に関し、大阪府と特別区で調整が必要なものについては、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議することとする。

(特別区設置協定書 P6.7より引用)

■特別区の設置に伴う財産処分

別表第2 - 4 財産処分（イメージ）

1. 財産

大阪市の財産	特別区の設置に伴う承継先		
合計 7兆6,857億円 (内訳) 一般会計 7兆1,257億円 政令等特別会計 5,600億円	特別区等 (75.1%) 5兆7,744億円	土地・建物・物品	5兆5,361億円
		株式・出資	644億円
		債権	579億円
		基金	1,161億円
	大阪府 (24.9%) 1兆9,113億円	土地・建物・物品	1兆267億円
		株式・出資	3,476億円
		債権	785億円
		基金	4,584億円

2. 債務

大阪市の債務	特別区の設置に伴う承継先	
債務負担行為 1,258億円 (全て一般会計)	特別区等 (68.7%)	864億円
	大阪府 (18.8%)	237億円
	特別区等と大阪府の所管が混在するもの (12.5%)	157億円
地方債 合計 3兆3,048億円 (内訳) 一般会計 2兆8,300億円 政令等特別会計 4,748億円	大阪府 (100%)	3兆3,048億円

(特別区設置協定書 P234より引用)

別表第2-1-1 北区が全特別区を代表して承継する第1区分に係る財産

財産区分	項目	承継の方法
	別表第2-3に掲げる事務の用に供する財産(第1区分に係るものに限る。)	北区が全ての特別区を代表して承継
その他の財産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁天町駅前開発土地信託事業(以下「オーク200事業」という。)の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産(第1区分に係るものに限る。) ・ 土地先行取得事業会計に属する財産(第1区分に係るものに限る。) 	

別表第2-1-2 北区が全特別区を代表して承継する第2区分に係る財産

財産区分	項目	承継の方法
	別表第2-3に掲げる事務の用に供する財産(第2区分に係るものに限る。)	北区が全ての特別区を代表して承継
債権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険出産費資金貸付金 	
基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金 ・ 大阪市介護給付費準備基金 	
その他の財産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市の区域外に所在する財産 ・ 「大阪市未利用地活用方針」(「大阪市未利用地活用方針の策定について」(平成19年6月大阪市決定)に基づき逐次決定される未利用地の活用に関する方針をいう。)に基づき「処分検討地」とされた土地(以下「処分検討地」という。)及びその土地上の建物その他の財産 ・ オーク200事業の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産(第2区分に係るものに限る。) ・ 土地先行取得事業会計に属する財産(第2区分に係るものに限る。) 	

別表第2-1-3 北区が全特別区を代表して承継する債務

項目	承継の方法
別表第2-3に掲げる事務に係る債務負担行為に基づく債務	北区が全ての特別区を代表して承継

(注) 上記の債務には、オーク200事業に関する和解の和解条項に基づき、大阪市が負担している和解金の支払債務を含むものとする。

(特別区設置協定書 P229より引用)

別表第2-2-1 大阪府が承継する第2区分に係る財産

財産区分	項目
株式・出資による権利	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪港埠頭株式会社株式 ・大阪港埠頭ターミナル株式会社株式 ・株式会社大阪港トランスポートシステム株式 ・関西国際空港土地保有株式会社株式 ・阪神高速道路株式会社株式 ・本州四国連絡高速道路株式会社株式 ・アジア太平洋トレードセンター株式会社株式 ・株式会社湊町開発センター株式 ・クリスタ長堀株式会社株式 ・株式会社日本宝くじシステム株式 ・公立大学法人大阪市立大学出資 ・地方独立行政法人大阪市立工業研究所出資 ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金 ・社会福祉法人大阪社会医療センター出捐金
債権	<p>(貸付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋トレードセンター株式会社貸付金 ・株式会社湊町開発センター貸付金 ・クリスタ長堀株式会社貸付金(大阪都市計画道路長堀東西線整備事業にかかわる社会資本整備特別措置法に基づく無利子貸付金) ・クリスタ長堀株式会社貸付金(クリスタ長堀株式会社に対する長期貸付金) ・公立大学法人大阪市立大学貸付金 ・大阪港埠頭株式会社貸付金(外貿埠頭建設資金貸付金) ・大阪港埠頭株式会社貸付金(フェリー埠頭建設資金貸付金) ・夢洲コンテナターミナル株式会社貸付金 ・関西国際空港土地保有株式会社貸付金 ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構貸付金 ・大阪市食肉市場株式会社貸付金 ・母子福祉貸付金 ・寡婦福祉貸付金 <p>(保証金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋トレードセンター株式会社保証金 ・消防職員公舎保証金
基金	<ul style="list-style-type: none"> ・東洋陶磁美術振興基金 ・大阪市美術品等取得基金 ・大阪市財政調整基金(六1.(三)(3)に係るものに限る。) ・公債償還基金

(注) 本表に掲げる財産は、平成24年度大阪市決算書「平成24年度大阪市財産に関する調書」記載ベースの該当財産であり、特別区の設置の日までの間に、この協定書の考え方に基づいて追加その他の変更が生じることがある。

(特別区設置協定書 P230より引用)

別表第2-2-2 大阪府が承継する債務

区分	項目
損失補償の債務	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋トレードセンター株式会社に係る特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償 ・株式会社湊町開発センターに係る特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償 ・クリスタ長堀株式会社に係る特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償

(特別区設置協定書 P231より引用)

■ 大阪市及び大阪府の職員の移管

別表第3-1 職員の移管（イメージ）

特別区の設置の前における現員数見込み			特別区の設置の日		
大阪府		約 82,400 人	大阪府		約 89,200 人
内 訳	知事部局等	約 8,100 人	内 訳	知事部局等	約 10,000 人
	学校	約 51,100 人		学校	約 52,600 人
	警察	約 23,200 人		警察	約 23,200 人
			消防	約 3,400 人	
大阪市		約 35,600 人	特別区		約 12,900 人
内 訳	市長部局等	約 13,200 人	内 訳	北区	約 2,400 人
	消防	約 3,400 人		湾岸区	約 1,600 人
	高等学校等	約 1,500 人		東区	約 2,200 人
	幼稚園・小中学校	約 1,600 人		南区	約 2,600 人
	下水道・一般廃棄物・保育所	約 5,700 人		中央区	約 2,100 人
	交通・水道・病院	約 10,200 人		一部事務組合	約 400 人
			幼稚園・小中学校 (各特別区の合計)	約 1,600 人	
			特別区の設置の日までの間に経営形態の変更を検討中のもの		約 15,900 人
備考					
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として事務の分担に応じて職員を移管 ・職員数については、平成26年7月時点での試算による概数 ・右記の特別区（北区・湾岸区・東区・南区・中央区）及び一部事務組合については、左記の大阪市の市長部局等より移管 ・退職の動向や経営形態の変更の状況等により変更あり 					

(特別区設置協定書 P693より引用)